

民間賃貸住宅への住み替えを希望する
高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等の皆様へ

家賃債務保証支援事業

ご案内

家賃債務保証支援事業とは

住み替えにあたって、家賃債務保証会社等（国の家賃債務保証業者登録制度に登録している業者に限る）と家賃債務保証契約を締結する対象世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等）に対して、費用の一部を助成します。

助成額

初回保証料の1／2を助成します。

※上限15,000円（千円未満切り捨て）

※更新時の助成はありません。

要件

- 市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている者
- 市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、転居する者
- 国の家賃債務保証業者登録制度に登録している家賃債務保証会社等と家賃債務保証契約を締結する者
- 対象世帯であること（裏面「対象世帯」参照）
- 対象世帯の年間所得（入居者全員の総所得金額から公営住宅法施行令に定める各種控除を差し引いた額）が2,568,000円以下であること
- 本助成金の対象となる費用について、生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金、その他の補助金等を受給していないこと
- 生活保護法に規定する被保護世帯でないこと

※登録されている会社かどうかは国のホームページでも確認できます⇒

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000028.html



お問合せは 船橋市役所 建築部 住宅政策課

電話 047-436-2712

対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

1	高齢者世帯	全員が60歳以上の世帯
2	未就学児養育世帯	小学校就学前の子供を含む世帯
3	18歳未満扶養特別世帯	18歳未満の者と同居し扶養するひとり親世帯等
4	障害者等同居世帯	身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、療育手帳（ Ⓐ の1～ B の1）、戦傷病者手帳（第1款症以上）の交付を受けている者がいる世帯等

助成金の申請手続き

申請は「**転居後**」になります。転居後**3か月**以内に「船橋市家賃債務保証助成金交付申請書（第1号様式）」に下記の書類を添えて市役所住宅政策課へ申請して下さい。（郵送可）

- ①同意書（所得等の確認に係るもの） ②家賃債務保証契約書
③家賃債務保証料の領収書 ④賃貸借契約書 ⑤障害者手帳等（該当者のみ）
⑥世帯全員分の課税又は非課税証明書（※該当者のみ）

※①の同意書により、市にて所得を確認できない方のみ必要です。

ご不明な場合はお問い合わせください。

～ ①以外の添付書類は写し（コピー）で可 ～

①助成金申請

1か月程度

②交付決定

1か月程度

③振込

① 「船橋市家賃債務保証助成金交付申請書」に上記書類を添付して転居後**3か月**以内に市へ提出してください。

② 市から交付決定通知書を送付します。

③ 口座振込みにより助成金を振込みます。

申請書類送付先

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 6階 住宅政策課